



JJC 個人会費の改定（値下げ）、運用ルールのお知らせ

2026年度（2026年4月1日）より、JJC 個人部会費改定（値下げ）を行います。会費改定にともない会員体系の変更もございます。また、これら改定にともない新システムが導入される関係で、更新等の手続き方法が例年と異なる部分もございますので、更新をご検討いただく場合は必ずご確認ください。

会員の皆様にはご不便おかけいたしますが、より利用しやすい JJC 個人部会を目指してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

● 新価格の適用開始日と会員更新期間について

2026年4月1日より、新料金での更新／入会に対応いたします。

更新期間については、これまでのように3月からではなく4月～5月の2か月間となります。2026年度分の更新については、2026年4月1日（水）～5月25日（月）の期間に更新のご連絡がなく、それ以降にお手続きいただく場合は、システム上、新規入会の扱いとなり入会金が発生しますのでご注意ください。

● 会員更新手続きに必要なアンケート回答のお願い【要回答】※更新希望の方のみ

子供会員や JJC 法人会員企業特別価格等の会員体系・料金体系の変更にともない、2026年度も個人会員の更新を予定されている方は、2026年3月11日（水）までに必要事項のご連絡をいただけますようお願いいたします。下記リンクより回答フォームにアクセスいただき、ご確認とご入力をお願いします。

<https://jp.surveymonkey.com/r/jjc-kaiin-koushin-anket-2026>

ご連絡をいただきましたら、2026年4月1日（水）を目途に新しい料金体系に基づく請求書を自動で発行し、ご登録のメール宛てにお送りします。スナヤンセンターでお手続きされるご予約の場合も、今回のアンケートにご回答いただくことで受付でのお手続きの短縮になりますので、是非ご協力をお願いします。

<2026 年度から適用される新料金>

新料金体系	
入会金	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人会員 : 100,000 ルピア <p>※新規入会時、再入会時に徴収 ※大人一人あたり徴収（例：夫婦で加入の場合は合計 200,000 ルピア）、子供分は不要</p>
会費（年間）	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人会員 : 480,000 ルピア（40,000 ルピア/月） ● 子供会員 : 60,000 ルピア（5,000 ルピア/月） <p>※満 18 歳以上の場合に大人会員価格を適用 ※お子様のみでの入会は不可、一名以上の保護者の入会が必須 ※年度途中での入会の場合は月割りで計算</p>
JJC 法人会員企業特別価格 ※大人会員は通常より 25%割引	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人（大人会員） : 360,000 ルピア ● 帯同家族（大人会員） : 360,000 ルピア ● 帯同家族（子供会員） : 60,000 ルピア <p>※本割引の適用を希望される場合は、必ず ITAS の提出とご所属企業の JJC 法人会員番号のご連絡をお願いします。</p> <p>※ITAS の保証人（Guarantor）に記載されている企業が JJC 法人部会員企業である場合にのみ本割引を適用させていただきます。</p> <p>※ITAS 保持者でない場合（公的機関へ勤務、インドネシア国籍の方等）におかれては、ITAS に準ずる ID 等をもって ITAS の代わりとします。事前に JJC 個人部会事務局までお問合せください。</p> <p>※入会時に JJC 法人会員企業所属である旨の申し出がなく、すでにお支払いを完了された場合は、遡っての割引適用や返金はできませんのでご了承ください。</p> <p>※本割引は、個人会員の更新または新規入会時点で、JJC 理事会の承認を受けて JJC 法人会員となっている企業に所属されている場合に適用されます（承認前の場合は適用ができません）。</p> <p>※これ以外の方法による割引の適用はお受けできませんので、ご了承ください。</p>
※一度お納めいただいた会費や入会金は、返金できません（送金間違いの場合等を除く）。	

- ❖ これまでは、ご家族を帯同されている場合は原則としてご夫妻で家族会員にご入会いただくことで、お子様も会員サービスを利用いただいております（単身会員：960,000 ルピア、家族会員：1,440,000 ルピア）。今回の改定では、新たに大人会員、子供会員を設け、満 18 歳以上の場合は、個人でご入会が可能となります（ご夫妻どちらかのみのご入会も可能）。ただし、子供会員は必ず一名以上の保護者とご一緒に入会をお願いします。
- ❖ 新たに JJC 法人会員企業向けの特別価格もご用意いたします。JJC 法人会員企業に所属する駐在員と帯同家族（大人会員）は通常の会費より 25%割引にてご入会いただけます。ただし、子供会員の割引はありません。JJC 法人会員企業特別割引をご希望の場合には、必ず ITAS の提出とご所属企業の JJC 法人会員番号のご連絡をお願いします。これ以外の方法による割引の適用はお受けできませんので、ご了承ください。

<運用ルール>

1. 会員資格

- JJC 個人部会への入会資格は、会則第 30 条に下記のとおり定められています。
 - (1) 個人部会は、原則としてインドネシア内に在住する以下の者を以て構成する。
 - a) 満 18 歳以上の日本国籍を有する者（日本国籍を有した者を含む）及び日本の永住権を有する者
 - b) a) の配偶者
 - c) 会員の子（ただし最低 1 名の保護者が個人部会員であること）
 - d) 上記に準ずる者
 - (2) 個人部会への入会資格に疑義がある場合は、評議員会による議決を経てその取扱いを決定する。

2. 会員期間

- JJC 個人部会は、年間メンバーシップ制で運用しており、4 月から翌 3 月までの期間を単一年度としています。（例：2026 年度中に入会した場合、会員期間は 2026 年度末（＝2027 年 3 月 31 日）までとなります）※個人会費につきましても、入会月から翌 3 月末分までの会費をお納めいただきます。
- 翌年度の会員更新期間内に更新手続きが行われなかった場合、システム上、自動で退会扱いとなります。

3. 更新期間

- 会員更新期間は、通常 4 月～5 月の 2 か月間です。（年により変動する可能性があります）
- 更新期間内に更新手続きを完了いただくと、入会金を除く年会費のお支払いのみで一年間の更新が可能です。
- 更新期間を過ぎた後に会員継続をご希望の場合は、再入会扱いとなり、再入会時点から月割り計算した分の会費と、入会金をお納めいただきます。

4. 年度途中でのご入会

- 年度途中でのご入会をご希望の場合には、入会月から年度末（翌 3 月）まで月割り計算した分の会費と、入会金をお支払いいただきます。
- 毎月 25 日以降のご入会（会費のお支払い）の場合は、翌月からの会費計算となります。（例：6 月 25 日にご入会（＝会費のお支払い）をいただく場合は、7 月分以降の会費をお納めいただきます）

5. 短期入会（年度途中までの入会）

- 大変申し訳ございませんが、短期入会には対応しておりません。これまでは、ご帰国予定がある方を対象にお一人様一度まで短期入会の対応をしておりましたが、年会費の値下げにともない、短期入会制度を廃止しました。
- 年度途中までの短期入会はできませんので、入会月から翌 3 月末分までの会費をお納めいただく必要がございます。なお、一度お支払いいただいた会費や入会金の返金はできませんのでご了承ください。

以上